

「中国残留邦人」問題から学ぶ

憲法学習会

自民党の「日本国憲法改正草案」が出され、憲法「改正」についての議論が行われています。

そもそも、日本国憲法は私たちの暮らしの中でどのような役割を果たしているのでしょうか。「中国残留邦人」を生み出した歴史を持つ私たちにとって、日本国憲法は、そして自民党の「日本国憲法改正草案」はどのような意味を持つのでしょうか。

一緒に考えてみたいと思います。是非ご参加ください。

講師： 石川多加子さん（金沢大学）

日時： 2014年2月9日（日）

午後1時半から4時半

場所： いずみホール Bホール

（JR中央線「西国分寺駅」下車 徒歩1分）

戦前戦中、国策により「満洲」（現在の中国東北部）に送られ、戦後の混乱の中、帰国する道を閉ざされたひとたちが「中国残留邦人」です。

国交が正常化されても、国はすぐに残された人たちの帰国のために動こうとしませんでした。また、苦勞してようやく帰ってきても、支援は殆どない状態でした。

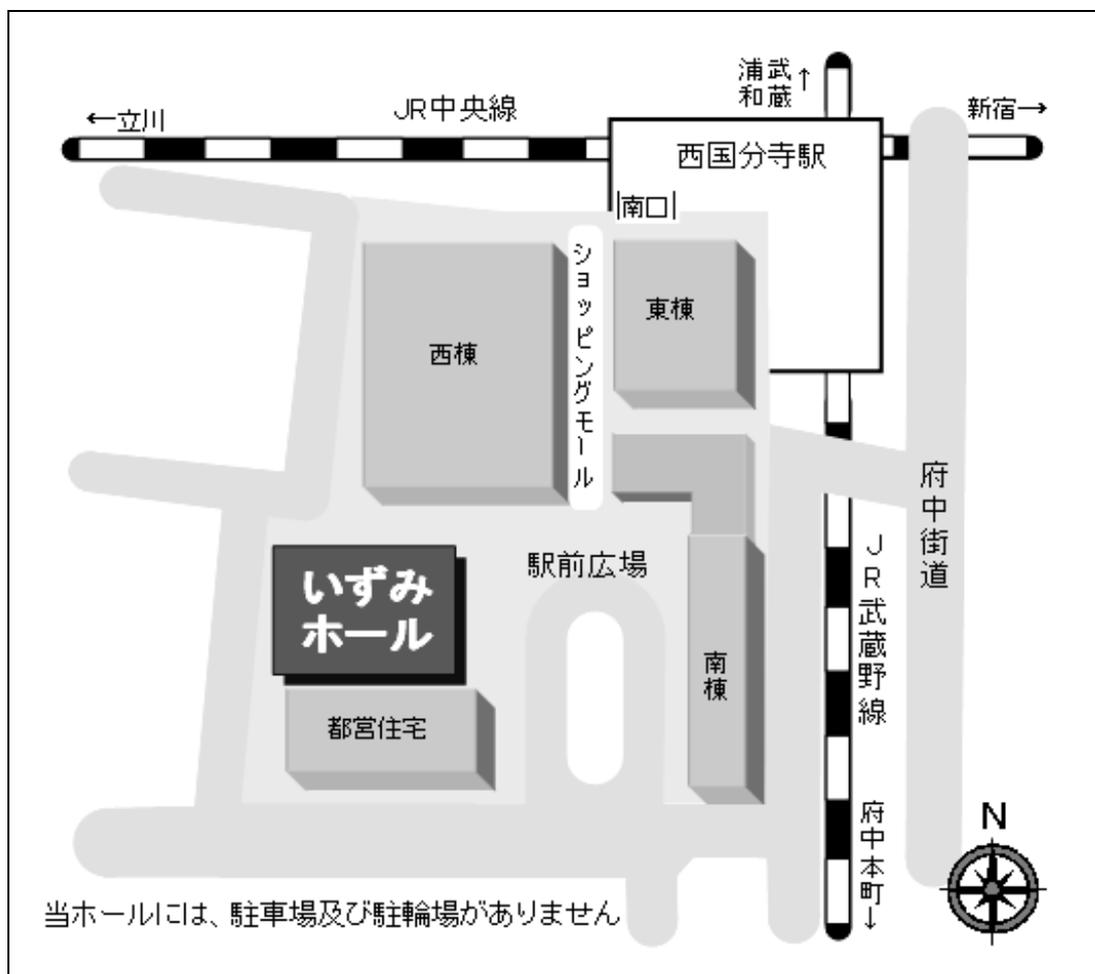
中国で命を救われ、中国で長年暮らし、中国の文化のなかで生活してきた中国帰国者の人たち、特に高齢の「孤児」にとって、日本語は難しく、日本の文化や習慣を理解するのは容易ではありません。

2008年新支援策が実施されたのを機に、交流を通して互いの文化を尊重し、互いに理解し合えるような地域の中での関係作りを旨とし、国立市、国分寺市で活動をしています。

主催：NPO法人中国帰国者の会

連絡先：03-3353-0841（味岡・加藤）月～金 10:00～16:00

国分寺市・国立市中国残留邦人地域生活支援事業（2013年度）



所在地：東京都国分寺市泉町三丁目36番12

TEL:042(323)－1491